

日本の女性ホームレスはなぜ「少ない」のか

— 社会政策との関係からの一考察 —

○ 東洋大学 氏名 川原 恵子 (会員番号04176)

キーワード3つ: ホームレス、女性、社会政策

1. 研究目的

ホームレス研究における定義の拡大が進んでいる。2012年に厚生労働省が発表した報告書¹では、野宿生活の人だけでなく、そこ「屋根のある場所」とを行き来したり、路上寸前にいる人、ホームレス自立支援センターの利用者等、「居住の不安定」を抱えた人を広義のホームレス（「予備軍」）と捉え、野宿者を広義のホームレスとの関係の中で捉えた上で、ホームレス対策において広義のホームレスの存在を踏まえた取り組みの重要性を主張する。ホームレス定義を拡大すると、それまで把握できなかった層が「見える」だけでなく、現行のホームレス対策の射程の妥当性も議論できるようになる。しかし残念ながら、「女性」や「家族」を組み込む視点は極めて弱いままである。

児童虐待や飛び込み出産、非行や家出、児童福祉法違反（売春）事件等多様な現場で、居所の不安定化した少女や女性、家族が多様に出現し、「住所不明」「ホテルを転々」「家出中」等とその現象が把握されている。例えば、2013年4月に首都圏A市で発見された白骨化した遺体は、母親の交際相手の虐待により死に至った遺棄児童（当時6歳）であった。この事件²は、当時妊娠中の母親がSNSの出会い系サイトで交際相手を探していたこと、死亡した児童が就学年齢であったにもかかわらず頻繁な転居で行政が把握できず発見が遅れたこと等から「居所不明児」の走りとしてメディアにも度々取り上げられた。母親は、2人の子どもとともに自分達を住まわせてくれる交際相手を探しては、そこに転がり込むということを繰り返して「屋根」を得ていた。公判の中で母親は、「住む所を探して」サイトを利用していたこと、「（相手宅を）出されても行くところがない」、「（相手）怖かったので、言われた通りにした」と不定住ゆえに、元交際相手の児童に対する暴力を止められなかった遠因を述べている。このような居所の不安定化した貧困は、調査や報告書では繰り返し指摘されており、決して目新しいものではない。ここに、子どもへの性的虐待の社会問題化が遅れたのと同様の構造があると考えられる。性的虐待については、現場では「いたづら」「（性的）乱暴」として（現象）としては早くから認識され、記録もされてきた。にもかかわらず、現場ではそれを事例化するために必要な「固有の問題」として認識していなかったため統計もとられず、性的虐待は日本ではあまりないとさえ言われてきた（須藤1994）。「固有の問題」としての共通認識がなければ、日本でどれくらい広義のホームレスが存在するのかさえ分からず、「ない」とされがちである。今「見えてきた」男性の広義のホームレスだけでなく、女性や家族等の多様なホームレスを同じ状態として把握していくことが必要である。

本研究では、日本のホームレスが「（稼働年齢の）男性の貧困」の問題としてのみ捉えられ、医療、福祉、司法の現場において、類似した女性や家族が多様に出現しているにもかかわらず、なぜそれとして把握されずに「ほとんど存在しない」と捉えられているのか、その問いを社会政策との関係から考察することを目的とする。

¹ ホームレスの実態に関する全国調査検討会（2012）『平成24年「ホームレスの実態に関する全国調査検討会」報告書』（厚生労働省社会・援護局地域福祉課、2012.12.21公表）、<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002rdwu-att/2r9852000002re1x.pdf>

² 2014年7月28日現在、母親の暴行及び死体遺棄罪については判決が出ていない（平成25年（わ）第686号）。

2. 研究の視点および方法

貧困研究の手法の一つに、政策がその対象として貧困を取り込むことにより、新しく貧困が定義づけられ、カテゴライズされていくという、政策によって構築されていく側面を検討する政策研究としての研究がある（岩田 2008）。本研究では、このような視点から現行のホームレス対策やその周辺領域について、なぜ女性や家族のホームレスが把握され辛いのかを検討する。

研究方法は、文献や既存統計等を用いた文献研究である。また統計や文献を読み解くために、ヒアリングを適宜実施した。

3. 倫理的配慮

研究を実施するにあたって、一般財団法人日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守した。

4. 研究結果

ホームレス自立支援特別措置法（以下、特措法と略）では、女性を排除しておらず、自治体によっては女性枠を作ったり、特に区別することなくホームレス対策の中で対応を行っている。しかし、野宿者数が多い大都市部では男性の単身者向けに主に事業を展開しており、女性や家族は別の施策（婦人保護事業・生活保護施設・こどもシェルター等）に乗るルートが確立されている。このため、女性の広義のホームレスは当該施策の枠組み（カテゴリー）で把握されカウントされていくことになる。一旦、別の施策に乗ると「ホームレス（野宿）」、「帰住先なし」、「住居問題」といった広義のホームレスに関わるカテゴリーは下位カテゴリーとなるが、当該施策を超えて横断的に把握されることはない。

5. 考察

冒頭の虐待死の事例では、女性ホームレスに共通するもう一つの特徴がある。実家での性的虐待や高校中退といったことである。英米のホームレス研究で明らかにされている点として、若年女性のホームレスには、定住家族からの早い離家（家出、保護者に追い出される）があり、その背後に性的虐待や重篤な身体的虐待、ネグレクトからの逃避が指摘されている。また、教育からも早期にドロップアウトするために一般的な労働市場に参入することができず、生きるために *Survival sex* や薬の売買等の地下経済に関わらざるを得ず、社会的にも排除されてしまうことが指摘されている。また *Survival sex* に関しては、望まない妊娠、性感染症への罹患、非行・矯正施設入所、性的被害/DV、薬物依存、自殺企図等との関連も指摘されている（Green et al 1999、Walls and Bell 2011 等）。

また女性の場合は、男性ホームレスと異なり、そもそも「ホームレス」状態を主たる対象とした政策対応ではないために、個々バラバラな支援がなされている。統一した把握がなされていないために、全体像がつかめず、どのような属性を持つ人たちがホームレス状態に追いやられるのか、男性と女性で違いがあるのか、他国の女性ホームレスと日本のそれとでは違いがあるのか等の把握もできない。全体像が把握できると、未然防止＝予防的な対策を打つことが可能となるが、現在はそれができない状態である。女性ホームレスを「可視化」していくためにも「固有の問題」としての共通認識・視角の獲得が求められる。

*本研究は2013～2015年度科学研究費補助金を受けた若手研究(B)（研究課題番号25780350）「日本における女性のホームレス問題の構図 ―福祉施設利用者を中心に―」による研究成果の一部である。